特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
11	国民健康保険の保険給付に関する事務書	基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

三朝町は、国民健康保険の保険給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

三朝町長

公表日

令和6年2月1日

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

0858-43-3520

連絡先

I 関連情報	
1. 特定個人情報ファイ	ルを取り扱う事務
①事務の名称	国民健康保険の保険給付に関する事務
②事務の概要	国民健康保険法に関する法律等の規定に則り レセプトの管理、申請書の受理、高額療養費や療養費等の現金給付、高額介護合算の証明書発行、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認
③システムの名称	統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア 国保情報集約システム 次期国保総合システム
2. 特定個人情報ファイ	ル名
国保給付ファイル 宛名情報ファイル 資格情報(個人)ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第30項 並びに内閣府・総務省令第第24条
4. 情報提供ネットワーク	クシステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢>(選択肢>(主) 実施する(主) 実施しない(3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条8号、別表第二の第2、42項 並びに内閣府・総務省令第2条、第25条 【情報提供の根拠】 番号法第19条8号、別表第二の第1、42、43項 並びに内閣府・総務省令第1条、第25条
5. 評価実施機関におけ	る担当部署
①部署	福祉課
②所属長の役職名	福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開え	₹•訂正•利用停止請求
請求先	三朝町(福祉課) 〒682-0195 鳥取県東伯郡三朝町大字大瀬999-2

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か		令和	13年11月26日 時点				
2. 取扱者勢	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	13年11月26日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
[基礎	項目評価	書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書				
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	を機関につ	ついては、それぞれ』	重点項目評	平価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載				
2. 特定個人情報の入手(付	青報提供	ネットワークシスラ	ムを通じ	た入手を除く。)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない								
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供を除く。) []提供・移転しない				
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている <選択肢>				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
7. 特定個人情報の保管・2	肖去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
8. 監査								
実施の有無	[O]	自己点検	[]	内部監査 []外部監査				
9. 従業者に対する教育・啓	発							
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている				

変更簡所

发 史固	发史固ጠ								
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明				
	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国保総合システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア	統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウエア 国保情報集約システム 次期国保総合システム						
	2. 特定個人情報ファイル名	国保給付ファイル 宛名情報ファイル	国保給付ファイル 宛名情報ファイル 資格情報(個人)ファイル						
	Ⅳリスク対策	記載なし	項目の追加	事後	様式変更に伴う項目及び記載 の追加				
令和3年11月30日	I 42	【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号	事後	番号法改正による修正				
令和3年11月30日	Ⅱしきい値判断項目 1 対象人数 2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年6月1日時点	令和3年11月26日時点	事後					
令和5年11月30日	I 5① 5② 7	健康福祉課 健康福祉課長 健康福祉課	福祉課 福祉課長 福祉課	事後					